

ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKA(案) 概要版

(第3次 宝塚市男女共同参画プラン)

基本理念(めざすまちの姿)

すべての人が性別にとらわれず、自分らしく暮らせるまち

男女共同参画社会の実現に向けて、すべての人が性別による差別的な扱いを受けることなく、自らの意思によって生き方・働き方を選択し、いきいきと生活できるまちであること。

全ての人々の権利が尊重され、一人一人の能力や個性が十分に発揮でき、あらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

基本目標Ⅰ ジェンダー平等が浸透したまちづくり

- 男女共同参画に関する理解の浸透
- 男女共同参画に関する子どもの教育の推進
- すべての人々の権利の尊重

【取組施策】

- セクシュアルマイノリティの理解に関する啓発
- 男女共同参画啓発講座の実施 など

基本目標Ⅱ 性別にとらわれず誰もが活躍できる環境づくり

- 男女共同参画社会実現のための支援の充実
- 男女共同参画センターの充実
- あらゆる分野への女性の活躍促進

【取組施策】

- ワーク・ライフ・バランスに関する講座の実施
- 男性、女性セミナー等の実施 など

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

- DVの根絶とDV被害者への支援
- 困難な問題を抱える女性への支援
- 安心して生活できる環境の整備

【取組施策】

- DV被害者や困難を抱える女性への支援の充実
- 包括的セクシュアリティ教育の啓発充実 など

本プランの重点施策

- 男女共同参画に関する意識啓発の充実
- 男女共同参画センターの拠点機能の充実
- 女性相談支援室の相談支援の充実
- 健康と包括的セクシュアリティ教育に関する啓発の充実
- 男女共同参画の視点に立った防災の推進

第2次プランの成果と課題(要点)

- 男女共同参画、ジェンダー平等に関する理解の浸透強化
- デートDV防止授業の実施校は少数 → 周知強化が課題
- DV相談件数(約450件/年)→抱える問題の複雑化への対応
- 啓発の取組が進むも、世代間ギャップ・学習機会不足が課題
- 女性管理職比率 20.7% (目標30%に届かず)
- 男性へのアプローチ手法とテーマ設定の改善が必要
- 男女共同参画センターの利用者4万人超→更なる機能充実

計画の位置づけ

国の「男女共同参画基本法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などに基づく計画。宝塚市の「男女共同参画推進条例」や「総合計画」と整合を図って策定しています。

計画期間

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)の5年間

	R07 (2025)	R08 (2026)	R09 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
ジェンダー平等 と共生のまち TAKARAZUKA	第2次 プラン						第4次 プラン